令和4年度地域と市長のまちづくり懇談会 栄校区

| 開催年度回次 令和4年度 | E 第 15 回 | 開催月日 | 9月25日 | 開催校区 | 栄校区 | 開催場所 | 栄校区市民館 |
|---|-----------------|------|---------|---|---|--|--|
| 議題 | | | | 市の回答 | | | |
| 1. 消防団員の確保について | | | 消防本部総務課 | | | | |
| 参加するなど、基本的な機運はあると思われます。 今後、消防団員を募集していく際には、税の減免等の画期的な募集条件を提示することが必要ではないでしょうか。 | | | | ご提所のの 消防のよのでは 消防のよのでは 消防のよのでは 消がするで学本活所で で学本活所業へ表他で でで、 で学本活所業へ表他で できりますが でである。 ででは ででででででででででです。 でででででででです。 ででででででです。 ででででででです。 でででででです。 ででででででする。 ででででする。 ででででする。 でででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででする。 でででする。 でででする。 でででする。 でででする。 でででする。 でですですでする。 ででするでですでです。 でですでですでですですでですですですです。 でですでですでですですでです | 減軽をいうできているとのでは、大きでは、一般などでは、一般などでは、一般などでは、一般などでは、一般などでは、一般などで、一般などでは、一般など、一般など、一般など、一般など、一般など、一般など、一般など、一般など | 展開している接事業生事業と定のが防圧所防活動をで満たしてするであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるである<th>上困難と考えますが、 団員の加入促進につな 団しやすい環境整備に 巨旨に賛同し登録いた ービスを受けることが</th> | 上困難と考えますが、 団員の加入促進につな 団しやすい環境整備に 巨旨に賛同し登録いた ービスを受けることが |

| 開催年度回次 | 令和4年度第15回 | 開催月日 | 9月25日 | 開催校区 | | 開催場所 | 栄校区市民館 | |
|--|-----------|----------------|-------|---|---|------------------------------------|--|--|
| 議題 | | | | 市の回答 | | | | |
| 2. 市民活動に対 | 市民協働推進記 | <mark>果</mark> | | | | | | |
| 町内会の見守り活動において、特に高齢者や子供たちが行方不明になった際の捜索活動に町民の参加は不可欠です。高齢者の捜索には老人クラブなど高齢者の協力も不可欠ですが、活動中の高齢者は自転車事故など軽微な事故に遭う可能性があります。 このような市民活動に対して豊橋市市民活動総合補償制度の適用を検討し、市民協働課に照会したところ、補償対象要件の「①活動が計画的・継続的に行われていること」に該当しないため、適応できないとの返事でした。 このようなケースにおいて町民が安心して活動に参加できるようにするため、新たな制度により市民活動補償を検討していただきたいです。 | | | | 治会活動など市 われている活動 ものについては 今後、行方不 | 「民活動中の」 「を対象として、 、対象外にな 、明者の捜索を 能であれば、言 | 事故を補償する おります。そのたります。 と事業計画など | によるボランティア活動や自制度で計画的・継続的に行とめ、今回のような突発的なで自治会の事業として位置な活動とし、補償対象にできな | |

| 開催年度回次 令和 4 年度第 15 回 開催月日 | 9月25日 | 開催校区 | 栄校区 | 開催場所 | 栄校区市民館 |
|---|--|----------|---------|---|--------------|
| 議題 | 市の回答 | | | | |
| 3. 山田川の河川改修及び遊歩道化について 山田川は過去に3度の氾濫を繰り返し、河川改修が行われ 形能はかは、た 農業をめ始でなる中山田池の廃山の展出の | 2 - , | | 12/1/11 | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | との合流部に至る約1.4 |
| 形態となりました。農業ため池である中山田池の廃止や周辺の下水道の普及により、現在では主として雨水排水のみの活用。高水位も150cmほどです。また、河川の途中には岸壁の高低差が5mもあり、高い方ので住宅がせり出しており、擁壁が整備されてから60年ほどが経から崩落の危険性も有しています。これらのことから、山田川の河川改修をしていただくとともによ)による遊歩道化を推進していただきたいです。 | kmの豊橋市が管理する普通河川です。この山田川は、雨水と汚水を一緒に流す合流式下水道が整備された区域内にあり、晴天時には流水がない河川となっていますが、雨天時には、山田川沿線の道路や宅地に降った雨の排水先になっております。 山田川の改修については、「豊橋市河川等維持整備計画」にもとづき、定期的に点検を行い、その結果により、必要に応じて修繕や改修を行うこととしております。 また、河川の暗渠化は、直接河川の施設を確認できなくなるなど、維持管理に支障が出るため、現状の形態で、適切に施設を管理することにより | | | | |
| | | 市民の安全・安心 | の確保に努め、 | てまいります。 | |